

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 3 年度～令和 7 年度

令和 3 年 3 月

(令和 5 年 3 月変更)

岐 阜 県

はじめに

協同農業普及事業（以下、「普及事業」という。）は、農業改良助長法に基づき、県が国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化その他農業経営の改善又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図るとともに、農業の持続的な発展や農村の振興等を図るものである。

これまで普及事業は、時代の変化に合わせて様々な農政上の課題解決に向け、大きな役割を果たしてきた。しかし、農業従事者や農村人口の減少、高齢化等による人手不足、生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。これらに的確に対応するため、国は、「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月策定）」を踏まえ、「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下、「運営指針」という。）を令和2年8月に制定した。

また、県においては、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略（平成31年3月策定）」の政策の方向性を反映するとともに、整合性を保ちつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策を示した「ぎふ農業・農村基本計画」を令和3年3月に策定した。

この「ぎふ農業・農村基本計画」では、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり」を基本理念に、「ぎふ農業・農村を支える人材育成」、「安心で身近な「ぎふの食」づくり」、「ぎふ農畜水産物のブランド展開」「地域資源を活かした農村づくり」の4つの基本方針の下、各種施策を展開している。

計画策定後、物価高騰やみどりの食料システム戦略の策定等の情勢変化を踏まえ、当初予定していた令和5年度の間見直しを1年前倒し、令和5年3月に計画の見直しを行ったところであり、新たに、食料安全保障の強化や持続可能な農業への対応などの取組みを追加した。

そこで、当計画が目指すべき姿の実現と並行して、農業・農村の持続的な発展を目指し、SDGs（持続可能な開発目標）の理念をふまえた農業・農村づくりを推進するため、本県普及事業を実施する上での基本的な考えを示すものとして令和3年3月に策定した「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）を一部変更する。

令和5年3月

目 次

第1	普及指導活動の課題	・ ・ ・ ・ 1
1	ぎふ農業・農村を支える人材育成	
2	安心して身近な「ぎふの食」づくり	
3	ぎふ農畜水産物のブランド展開	
4	地域資源を活かした農村づくり	
5	中山間地域を守り育てる対策	
第2	普及指導員の配置に関する事項	・ ・ ・ ・ 3
1	農林事務所に配置する普及指導員	
2	農業経営課に配置する普及指導員（農業革新支援専門員）	
3	普及指導員の在任期間	
4	普及指導員の任用資格を有する者の養成・確保	
第3	普及指導員の資質の向上に関する事項	・ ・ ・ ・ 4
1	研修の基本的な考え方	
2	研修の内容	
3	研修の計画的な実施	
4	早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上	
5	その他の資質向上の取組み	
第4	普及指導活動の方法に関する事項	・ ・ ・ ・ 6
1	普及指導活動に関する基本的な考え方	
2	効率的・効果的な普及指導活動の実施	
第5	研修教育の充実強化	・ ・ ・ ・ 10
1	農業大学校等における研修教育	
2	農業大学校及び国際園芸アカデミーの就農支援	
3	学校教育との連携	
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	・ ・ ・ ・ 11
	〔附則〕	

第1 普及指導活動の課題

運営指針に示された普及指導活動の基本的な課題及び次に掲げる「ぎふ農業・農村基本計画」の施策の推進方向を踏まえ、計画の目指すべき将来像に向けて、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

1 ぎふ農業・農村を支える人材育成

(1) 担い手の経営発展への支援強化

- ・新規就農者等への技術・経営面でのフォローアップを強化し、認定農業者への移行を支援する。
- ・新規就農者や青年農業者などの研修会や交流会等による仲間づくりを支援する。
- ・経営環境の変化に対応できるよう、新品目や新技術の導入、農業を担う者への農地集積等による経営の効率化、収入保険等のセーフティネットの活用を支援する。
- ・農作業動画等の活用やWEB研修会の開催、SNSによる情報発信など、ICTを効果的に活用した技術支援や情報提供を行う。

(2) 産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保

- ・就農者育成プランに基づき、産地の実情に応じた担い手づくりを進める。
- ・経営継承を推進するとともに、雇用就農・定年帰農・企業等の農業参入など、多様な就農の支援をぎふアグリチャレンジ支援センター、地域就農支援協議会等と連携して行う。
- ・経営力向上のための研修会等により、指導的立場の農業者の育成を図る。
- ・農福連携による多様な人材の活躍や、家族経営協定の締結による女性の経営参画や経営力向上を通じた、女性経営者の育成を支援する。
- ・農業大学校、国際園芸アカデミーにおいて高度な技術を習得した人材育成を行うため、施設整備やカリキュラムの強化を図る。

(3) 本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開

- ・スマート農業技術を取り入れた、地域に応じた技術体系の確立と定着を図る。
- ・農業者からの相談体制を整え、スマート農業機器の体験機会等により、技術導入と共同利用の体制づくりを支援する。
- ・データ活用型農業への取組みを支援するとともに、実践する農業者の育成を図る。
- ・熟練農業者の作業手順や技術、管理データ等の「匠の技」の収集・分析・活用を支援し、農業者の技術継承や技術向上を図る。

(4) 農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な体制強化

- ・集落営農組織の育成、法人化や再編統合、後継者育成を支援する。

2 安心で身近な「ぎふの食」づくり

(1) 地産地消県民運動の展開

- ・直売所等での年間を通じた品揃えの充実に向けた支援を行う。
- ・地域資源を活用した6次産業化の取組みを支援する。

(2) 安心と信頼を届ける農畜産物の生産展開

- ・GAPの実践を農業者に幅広く定着させるとともに、ぎふ清流GAP評価制度の普及を図り、生産工程の管理と効率化、資源の適正使用による環境負荷軽減、農作業安全や労働環境の改善等を支援する。

(3) 水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開

- ・需要に応じた米の安定取引の拡大に向け、品種選定から生産・販売までの一貫体制によるオーダーメイド型米づくりや、中山間地域等の特色を生かした米のブランド化を支援する。
- ・温暖化等の気象変動に対応した品種の導入や、栽培体系の確立を支援する。
- ・被害が拡大している害虫等（ジャンボタニシ、トビイロウンカ等）への対策を強化する。
- ・麦・大豆、加工業務用野菜等の高位安定生産のための生産技術の確立・普及を図る。

(4) 食料安全保障対策の強化に資する生産・供給体制の構築

- ・低コスト生産技術体系の実証・普及を図る。
- ・麦、大豆の作付拡大や、実需に応える品質や収量の高位安定化に向けた生産技術の確立・普及を図る。
- ・パイプハウス等の生産施設の強靱化や、自然災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた業務継続体制づくりを支援する。
- ・米、麦、大豆の優良種子の安定生産を支援する。

(5) 岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進

- ・有機農業の技術実証等に取り組むとともに、農業者のグループ化等や販路確保などの取組みを支援する。
- ・持続可能な農業の実現に向け、農業経営に配慮しながら、環境負荷低減とスマート農業技術など省力化に資する技術を組み合わせた生産体系の実証及び情報発信を行う。
- ・堆肥等の有機資源の活用による土づくり、土壌診断に基づく適正施肥、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組みの普及を図るとともに、栽培暦の点検・見直しの支援や、プラスチック被覆肥料の代替肥料の実証等を行う。

3 ゑふ農畜水産物のブランド展開

(1) 飛驒牛をはじめとする売れる畜産物を支える体制強化

- ・研修施設等において実践的な技術・知識の習得を図り、就農に向けた支援を行う。
- ・水田等を活用した飼料用米・稲WCSなど自給飼料の生産・利用の拡大を進める。

（２）主要園芸産地の生産体制強化

- ・新品種、新技術の導入による安定生産、品質向上及び輸出に向けた商品づくりを含めたブランド化を支援する
- ・出荷調製作業等の分業化や労働補完体制等の構築により、園芸産地の持続的な発展を支援する。
- ・園芸産地を担う法人の設立や、農業者の規模拡大を支援する。

（３）新たな需要開拓による花き振興

- ・県育成品種等の導入及びブランド化を推進する。
- ・新商品の開発等による販路開拓を支援する。

（４）ブランド展開を支える新品目の創出と生産流通技術の開発

- ・農業経営の安定化や新たな産地づくりに向け、新品種・新品目や新技術等の実証・普及を図る。

４ 地域資源を活かした農村づくり

（１）農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策

- ・中山間地域等の農地を守るため、営農継続を図る仕組みづくりや、関係人口の増加による農村の活性化を支援する。
- ・地域の被害実態に即した、地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害防止対策を鳥獣被害対策専門指導員と連携して推進する。

５ 中山間地域を守り育てる対策

- ・中山間地域において持続可能な農業を実現するため、中核的な担い手を育成するとともに、経営の安定化を図る。
- ・中山間地域の特色を活かした生産・販売や、豊かな自然環境などを活かしたブランド化の取組みを支援する。
- ・中山間地域等の農地を守るため、営農継続を図る仕組みづくりや、関係人口の増加による農村の活性化を支援する。（前掲）

第２ 普及指導員の配置に関する事項

第１に掲げる普及指導活動の課題について、普及指導活動を適切に実施し、担い手の育成・確保や農業者の所得の向上、農業の持続的発展や農村の振興に向けて取り組めるよう、農林事務所及び農業経営課に普及指導員を配置する。

なお、農林事務所及び農業経営課は、農業改良助長法第１２条に規定する普及指導センターの機能を有する組織として設置するものである。

1 農林事務所に配置する普及指導員

様々な気象条件等のもとで農業が行われている本県において、地域の実情に即した普及指導活動を行うため、普及指導員を農林事務所に配置する。

なお、配置にあたっては、地域の重点課題等に対応できるよう、普及指導員としての経験年数や在任期間、専門項目等を考慮して、必要な人員を確保し配置するよう努める。

2 農業経営課に配置する普及指導員（農業革新支援専門員）

専門技術の高度化、政策課題への対応、普及指導活動の指導・総括等を行う農業革新支援専門員を農業経営課に配置する。

配置場所については、試験研究機関等との密接な連携を重視し、農業技術センター、中山間農業研究所、畜産研究所及び中濃家畜保健衛生所とし、その名称を岐阜県農業革新支援センター（以下「農業革新支援センター」という。）とする。

3 普及指導員の在任期間

普及指導対象である農業者との信頼関係に基づく継続的な普及指導活動を行うため、同一勤務地において一定期間継続して従事できる配置に努める。

4 普及指導員の任用資格を有する者の養成・確保

普及指導員の任用資格を有する者を計画的に養成・確保するため、任用資格が取得できるよう職員を配置するとともに、集合研修や職場研修（O J T）等により、現場での課題解決能力の向上を図る。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるため、岐阜県普及指導員等人材育成計画（以下、「人材育成計画」という。）を定め、農業革新支援センターは普及指導員の資質向上に向けた研修の充実強化と計画的な実施に努める。

また、試験研究機関・農業行政関係各部課等との人事交流を計画的に行い、高度な知識・技術や幅広い視野を有する普及指導員の育成・確保を図る。

1 研修の基本的な考え方

普及指導活動に取り組む上で必要な資質・能力等について、普及指導員の発展段階ごとに整理し、それぞれの段階に応じた研修を実施する。

特に、スマート農業やG A P、有機農業を含む環境保全型農業、普及指導活動におけるI C Tの活用等、重要な政策課題や分野横断的に必要となる技術及び知識の習得、地域の課題に対する総合的な課題解決能力の向上、早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上のための研修の強化を図る。

そのため、県で実施する集合研修を中心に、オンライン研修や職場研修（O J T）、

必要に応じて県行政機関、国、民間の研修制度を積極的に活用する。

（１）普及指導員の研修

高度な技術・経営指導力に加え、幅広い指導力が求められている中で、経験年数及び専門項目に応じた研修を体系的・段階的に実施し、必要な技術・経営指導力及び普及指導活動の手法の習得を図る。

（２）農業革新支援専門員の研修

国が実施する研修等への積極的な派遣により、各専門項目等に関する最新の技術を習得し、技術・経営指導力の向上を図る。

２ 研修の内容

（１）経験年数に応じた階層別研修

普及指導員の役割・目的意識の醸成、普及指導活動に必要なコミュニケーション能力やコーディネート力等実践指導力の強化のほか、普及組織内における効果的な人材育成、普及指導活動の企画調整・組織運営等、経験年数に応じた各階層別に求められる普及手法や企画調整力等の向上を図るための階層別研修を実施する。

（２）政策課題への対応を強化するための政策課題研修

緊急かつ重要な政策課題に関する知識及び技術を習得するための政策課題研修を実施する。

（３）専門力を高める技術習得研修

経験年数の浅い普及指導員に、現地指導に必要な基礎知識・技術を習得させる基礎技術習得研修を実施する。

また、普及指導員が経験年数に応じて各階層別に求められる専門的な知識・技術や、スペシャリストとして求められるより高度な知識・技術等を習得するための技術習得研修を実施する。

なお、普及指導活動の経験が豊富で専門性に優れた普及指導員を中心に、農政上の課題の推進等に対する広い視野を醸成し、農業革新支援専門員として普及指導活動の総括を担う人材を計画的に養成するよう努める。

３ 研修の計画的な実施

人材育成計画に基づき、具体的な研修内容を定めた岐阜県普及職員研修計画を毎年度作成し、計画的に研修を実施する。また、普及指導員の知識・技術の習得状況や研修に対するニーズを把握し、次年度の研修実施計画に反映させる。

４ 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

普及指導経験の浅い普及指導員等が増加しており、早期育成と資質向上を図

るため、日常の普及指導活動や普及手法を効果的に組み合わせた職場研修（O J T）等を実施する。

なお、O J Tでは普及手法を効果的に習得するため、「普及指導員研修専門職」として普及指導員の退職者等の活用を図り、普及組織がこれまで培ってきた技術や知見、普及方法等の継承を行う。

5 その他の資質向上の取組み

普及指導員は、調査研究の実施、関係機関や関係者からの積極的な情報収集、自発的な能力向上の取組み等により、資質向上に努める。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

ぎふ農業・農村基本計画の目指すべき将来像の実現に向け、特に担い手育成、スマート農業等の重要な目標指標の達成に向けて、農林事務所毎の目標を定め、主体的な活動を実施する。また、普及指導活動を円滑かつ効率的に実施するために、普及指導活動の重点化、先進的な農業者、関係機関、民間企業等との連携の強化、I C T機器の積極的な導入による普及指導活動の強化及びG A P導入支援など、農業者への支援の充実・強化を図ることとする。

また、取組の必要性及び緊急性の高いものを総合的に検討し、重点課題、専門課題、重点プロジェクト計画等を策定し、活動の評価と次年度計画への反映により、効果的な普及指導活動を行う。

1 普及指導活動に関する基本的な考え方

普及指導対象の明確化、関係機関との連携の強化、農業者に対する支援の充実・強化については、次の点に留意した活動の実施に努めるものとする。

（1）重点的な普及指導活動の実施

①普及指導活動の重点化

普及指導活動は、第1に掲げる普及指導活動の課題をふまえ、公的機関が担うべき分野として、地域農業全体の維持・発展を目的とする取組みを中心に、活動の対象として必要かつ緊急性の高いものに重点化して普及指導計画を策定する。

②普及指導対象の明確化

普及指導活動における重点指導対象は、認定新規就農者をはじめとする新規就農者、次代を担う青年農業者、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者・農業法人、法人化や連携・統合を目指す集落営農組織、経営参画に意欲的な女性農業者、新たに農業参入した法人等とする。

（2）農業者に対する支援の充実・強化

普及指導活動の強化を図るため、I C T機器の積極的な導入と、これを活用した

普及指導活動の効率的な実施及びGAP導入支援などを通じた経営改善支援を推進するよう努める。

また、普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間を十分確保するよう努めるとともに、農業者への支援にあたっては、技術・経営情報に加え、農業者の経営改善につながる補助事業等（機械・施設や基盤整備等）の施策情報の提供を行うよう努める。

（３）先進的な農業者等との協働

先進的な農業者の優れた知見や経験等に着目し、新規就農者の育成や普及指導活動の課題解決を、先進的な農業者や地域農業リーダー等とのパートナーシップの下に協働して行う。

（４）試験研究機関・民間企業等との連携強化

試験研究機関との連携について、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点を伝えるなどにより、現場に即した実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。

また、普及指導活動の課題の解決に向けて、税務、会計、労務管理、農産物加工、マーケティング、ICT、データ分析、高度な機械化技術、有機農業を含む環境保全型農業等の各専門分野では、専門家や民間企業等が強みを発揮できるよう、関係者の役割を分担し、効率的な活動に努める。

２ 効率的・効果的な普及指導活動の実施

（１）普及指導計画の策定

農林事務所及び農業革新支援センターは、普及指導活動の目標、手段、活動体制等を定めた普及指導計画を策定する。

なお、各課題は、地域の農業者の意向はもとより、県農政の展開方向、市町村・JA等における農業の振興方向を踏まえつつ、各地域の状況に応じて、取り組みの必要性及び緊急性の高いものを総合的に検討し、重点課題、専門課題、重点プロジェクト計画等の課題を設定する。

（２）普及指導活動の評価

活動方法の適切性や目標の達成状況などを評価し、効果的な普及指導活動につなげるため評価を行う。

① 内部評価の実施

農林事務所及び農業革新支援センターは、普及指導活動の進行管理を的確に行うため、中間評価を実施する。

また、年度末までに成果を整理、分析して年度評価を行い、普及指導活動実績としてとりまとめる。

② 外部評価の実施

農業経営課は、普及指導計画や普及指導体制、普及指導活動等の評価について、農業者等の評価委員による外部評価を実施し、その結果を公表するとともに、次年度以降の普及指導活動及びその体制の改善を行う。また、農業大学校で実施する研修教育に関する外部評価を併せて実施する。

（３）農林事務所の運営

農林事務所農業普及課に地域支援係と園芸産地支援係を置き、担い手の育成・確保や農業者の所得の向上、農業の持続的発展や農村の振興に向けた取組みが推進されるよう、普及指導計画に基づき普及指導活動を実施する。

なお、管内市町村の農業振興計画や各種関連事業等への対応については、農林事務所農業振興課、農地整備課等関係課との連携や情報共有を図るとともに、役割や連携方法を明確にし、次の点に留意して活動を行う。

①管内市町村・関係団体等の振興計画推進等に対する支援

市町村の行政施策、各種補助事業等の推進に当たっては、関係機関・団体等との連携を図りつつ、施策の実施や事業計画の準備段階から、技術経営面を中心に積極的な支援を行う。

②普及指導活動の範囲

農林事務所の管轄を越える生産集団・組織等に対する支援が必要な場合は、必要に応じて農業革新支援専門員の協力を得ながら、管内における普及指導活動に支障のない範囲で、関係農林事務所との連携の下、農林事務所の管轄を越えた普及指導活動を実施する。

（４）農業革新支援センターの運営

農業経営課に農業革新支援センターとして地域支援係と園芸技術支援係を置き、国や県の政策課題や広域かつ重要な課題に対応するため、普及指導計画（重点プロジェクト計画）及び活動計画に基づき普及指導活動を実施する。

①農業革新支援センターの業務内容

- ア 行政及び試験研究機関、教育機関等との連携の企画調整・推進
- イ 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- ウ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画・総括・指導
- エ 普及指導員の資質向上
- オ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築
- カ 国、他都道府県、民間等からの新技術や知見等の情報収集、実証・普及
- キ 県全域の畜産項目に関する普及指導活動の実施

②農業革新支援センターの専門担当分野

専門担当分野は、土地利用型作物、園芸（野菜、果樹・特作、花き）、畜産、GAP、持続可能な農業・病虫害、担い手・経営、6次産業化・地産地消、農福連携、スマート農業及び普及指導活動とし、その他の重要課題等についても、関係機関等と連携して支援を行う。

③重点プロジェクト計画の策定

特に重要な課題について、普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、農林事務所等と連携して当該計画に基づく活動を推進する。

（５）調査研究の実施とその成果の活用

普及指導員及び農業革新支援専門員は、新技術等に関する現地実証、農業経営、普及活動方法等に関する調査研究を実施し、その成果を普及指導活動に有効に活用する。

（６）その他普及指導活動の実施に関する補足

①積極的な情報提供

気象災害等に対応した栽培技術等を県ホームページ等を活用して農業者等へ速やかに提供するとともに、普及指導員の活動や地域の動きを掲載した「普及活動情報」を県民に広く発信する。

②知的財産の保護及び普及活動記録情報等の適切な管理

普及指導活動で収集した情報のうち、知的財産として保護が必要な情報及び個人情報については、適正な取り扱いに十分配慮する。

また、継続的な普及指導活動を行うため、活動実施後に対象、内容、方法、結果を取りまとめ、活動記録として保存し活用する。

（７）県機関並びに関係機関・団体との連携

①試験研究機関等との連携

現場に即した実用性の高い技術が開発されるよう情報交換に努めるとともに、現地実証ほの設置等を通じ、試験研究機関で新たに開発された技術の迅速な普及を図る。

また、病虫害防除所との情報交換等に基づく、的確な情報提供、防除指導を実施する。

②農業大学校、国際園芸アカデミーとの連携

農林事務所は、農業大学校、国際園芸アカデミーの学生募集及び就農支援等において、密接な連携を図るとともに、農業高校等との連携を強化し、就農意欲を有する生徒等に対し農業現場等での研修教育の機会を提供する。

③市町村、ＪＡ、各種協議会との連携、役割分担

市町村、ＪＡ及び各種協議会（地域農業再生協議会、地域就農支援協議会等）と常に連携を図り、効果的な普及指導活動を展開する。

なお、普及指導員は新技術の導入等の技術支援やマーケティング戦略に基づいた経営改善指導を中心に、ＪＡ営農指導員は定型化された技術指導や経理、販売面を中心に指導する等、「営農連絡会議」等の場において役割や連携方法を明確にして、

普及指導活動を実施する。

また、J A営農指導員との連携により現地指導力の向上を図るため、合同研修の実施などの体制づくりを行う。

④都道府県間の連携

国や都道府県間のネットワークを通じ、常に新たな知見を情報収集するとともに、広域的な課題に対して、情報共有、技術協力等の連携を図るよう努める。

(8) 普及協力体制の整備

①普及指導協力委員制度の活用

普及指導活動を効果的に推進するため、指導農業士並びに青年農業士、女性農業経営アドバイザーを「普及指導協力委員」として位置づけ連携を強化する。

②農業普及事業推進協議会との一体的取組

県段階及び各地域段階において、農業普及事業推進協議会及び構成機関との連携強化を図り、普及活動成果発表会の開催や、各地域の普及指導計画策定の検討等により、効果的な普及指導活動を推進する。

第5 研修教育の充実強化

県は、農業大学校等を中心に、就農希望者に対し、実践的な農業の技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業者、就農研修拠点等と連携し、効率的かつ効果的な研修教育が行われるように努める。

また、農業大学校の研修教育については、外部評価の結果を踏まえ、翌年以降の教育課程等に反映させる。

1 農業大学校等における研修教育

農業大学校の学生や県就農支援センター等就農研修拠点の研修生等、多様な就農希望者に対し、先進的な農業技術や国際水準G A Pの実践、環境負荷低減に資する生産技術等、農業経営の高度化等に対応できる技術能力、経営管理能力等の習得や、農業経営等の実態を体得できる機会の提供などの実践教育を実施することにより、新規就農者の確保と営農定着を図る。

併せて、農業大学校や県就農支援センター等において、農林事務所や関係機関等との連携を一層強化し、他産業からの就農希望者等を対象とした研修教育等を実施することにより、新規就農者を育成する拠点施設としての充実強化を図る。

さらに、農業関係高校との連携を一層強化し、将来の就農を目指す学生の確保に努める。

2 農業大学校及び国際園芸アカデミーの就農支援

就農相談や農業法人等とのマッチング等を推進するため、専門の就農相談員を設置す

るなど、農業大学校及び国際園芸アカデミーの学生の就農支援を強化する。また、学生及び県就農支援センター等就農研修拠点の研修生等の就農及び定着に向け、市町村、ぎふアグリチャレンジ支援センター等関係機関との連携を図る。

3 学校教育との連携

農林事務所は、将来の就農が期待される農業高校生等に対して、実践的な研修機会の提供や、農業者等との交流促進などの支援を行う。また、農業体験学習等については、農業者等の協力を得つつ、受入農家等に関する情報の提供や基礎的な技術についての助言、実技指導等の支援活動を行う。

なお、県民の農業・農村への理解を醸成し、農業の担い手を将来的に確保する観点から、学校教育の場における農業に関する教育に対し、情報提供等の協力を行うよう努める。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

県は、農業情勢の変化、「ぎふ農業・農村基本計画」をはじめとする国・県の農業施策の動向、普及指導活動や普及活動体制の実態等を踏まえ、適切な普及指導活動が実施できるよう必要に応じて普及事業の実施を見直すものとする。

〔附則〕

令和	3年3月30日	策定
令和	5年3月28日	変更